

地域密着型介護老人福祉施設 重要事項説明書

社会福祉法人欣寿会

地域密着型特別養護老人ホーム しののめ

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明申し上げます。

※当施設への入居は原則として要介護認定の結果、「要介護度3から5までの者」及び「要介護度1又は2の方のうち、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた者」が対象となります。

1. 施設経営法人について

- (1) 法人名 社会福祉法人 欣寿会
- (2) 法人所在地 山梨県富士吉田市松山1613番地
- (3) 電話番号 0555-22-5524
- (4) 代表者氏名 理事長 堀内 欣一郎
- (5) 設立年月 平成5年7月9日

2. ご利用施設について

- (1) 施設の種類 地域密着型老人福祉施設（平成26年4月1日指定 山梨県）
富士吉田市介護保険事業所番号1991200062
- (2) 施設の目的 ご利用者の家庭復帰を可能にすることを目指して、日々快適で安心の出来る環境と様々な介護サービスを提供し、ご利用者が心身の状況に応じ、可能な限り自立した日常生活が営めるよう支援する事を目的とします。
- (3) 施設の名称 地域密着型特別養護老人ホーム しののめ
- (4) 施設の所在地 山梨県富士吉田市小明見3-3-14
- (5) 電話番号 0555-30-4005
- (6) 管理者 施設長 白鳥 健太
- (7) 施設の運営方針
 - ・従業者は、ご利用者の人格を尊重し、生活及び介護の質の向上をモットーに、自立支援を通し真に満足できるサービスを提供します。
 - ・ご利用者の意見を反映しながら共に施設の運営を行い、地域の社会福祉に貢献する為多くの皆様が交流できる場を提供し、様々な情報をいち早く公開する事により開かれた施設を目指します。
 - ・介護技術、施設整備、従業者研修等においてそれぞれの専門性を高め選ばれる施設を目指します。
- (8) 開設年月 平成26年4月1日
- (9) 入居定員 20人

3. 居室の概要について

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室はすべて個室です。

居室

居室の種類	室数	面積
個室	20室	11,93㎡

主な各ユニット設備

設備の種類	数	面積
共同生活室1	1	26,37㎡
共同生活室2	1	23,97㎡
浴室(個浴槽)	1	4,14㎡
浴室(機械浴槽等)	1	20,19㎡
便所	各3	2,20㎡~4,75㎡
洗濯室1	1	12,90㎡
洗濯室2	1	20,19㎡

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。居室の利用にあたって、居住費のご負担をいただきます。

※居室の変更：、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者 1名

事務員 1名 (兼務)

生活相談員 2名 (兼務)

計画担当介護支援専門員 1名

介護職員 10名(小規模多機能型居宅介護支援事業所(9人)と兼務)

看護職員 2名以上(機能訓練指導員と兼務)

機能訓練指導員 1名以上(看護職員と兼務)

管理栄養士 1名

嘱託医師 1名

※夜間については夜勤者1名 小規模多機能型居宅介護事業所夜勤1名 セコムカメラ設置。

〈職務内容〉

管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行します。

事務員

施設の庶務及び会計事務に従事します。

生活相談員

ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

介護支援専門員

ご利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、ご利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。

介護職員

ご利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事します。

看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けてご利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事します。

機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

管理栄養士

ご利用者に提供する食事の管理、ご利用者の栄養指導に従事します。

嘱託医師

ご利用者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事します。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担頂く場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事等の介護サービス

- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としていますが、食堂で食事を摂ることができないご利用者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行います。また食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びにご利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供いたします。

(概ねの食事時間) 朝食 7 : 45 ~ 昼食 12 : 00 ~ 夕食 17 : 00 ~

② 入 浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、トイレ誘導や入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・介護及び看護職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 口腔ケア

- ・日々の口腔内の清潔や衛生管理に努めるため、口腔内の特徴やそれに伴う周辺の影響などを十分に理解したうえで、毎日食後、口腔ケアを行います。

⑥ 健康管理

- ・医師（嘱託医）や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え・更衣を行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑧ 看取り介護

- ・別紙 看取り介護の指針を参照

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供に要する費用 日額：1,445円 (食材料費及び調理費)

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額 (1日あたり) のご負担となります。

入居・退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。ただし、その額が負担限度額を下回った場合はその額とします。

② 居住に要する費用 日額：2,006円 令和6年7月31日まで

日額：2,066円 令和6年8月 1日から

(光熱水費及び室料 (建物設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費 (滞在費) の金額 (1日あたり) のご負担となります。

※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合にも料金が発生します。

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者側が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者側の負担額を変更します。

③ 特別な食事 (行事食)

ご利用者のご希望等に基づいて特別な食事 (誕生日・おせち・納涼祭等) を提供します。

利用料金：行事食として毎月1,000円いただきます。

④ 立替金手数料

日々の生活に要する費用出納を施設で立替して行います。毎月精算して、身元引受人へ報告します。立替金手数料として毎月2,000円の料金が発生します。清算方法については別紙「立替金要領」の通りとなります。

⑤ 電気代

持ち込みで電化製品を使用する場合につき毎月500円料金が発生します。

テレビ・ラジオ・冷蔵庫・電気毛布等

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担頂くことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

*おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 理美容

隔月に1回理美容師の出張による理美容サービス 1回2,000円料金が発生します。

⑧ その他必要となる諸費用実費

インフルエンザや新型コロナウイルス予防接種等 実費

⑨ エンゼルケア

施設内でお亡くなりになったときの処置費用として20,000円の料金が発生します。

⑩ 契約書第21条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（入居日にかかわらず）

ご利用者の要介護状態問わず居住に要する費用が発生します。

*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、ご利用者に対して当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、当事業所より事前にご説明致します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の負担割合や、要介護度及び被保険者の所得区分に応じて異なります。）

1. 介護福祉施設サービス費基本部分（1日につき）単位：単位数

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室（ユニット型）	682	753	828	901	971

2. 介護福祉施設サービス費加算部分 単位：単位数

加算名	単位数	加算条件	備考
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ (ユニット型)	46単位/日	夜勤を行う職員の数が、基準を上回って配置している場合 夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる職員を配置していること	入居定員 20人
看護体制加算Ⅰ	12単位/日	常勤の看護師を1名以上配置していること	入居定員 20人 看護体制加算Ⅱと重複 算定可能
日常生活継続支援加算Ⅱ	46単位/日	新規入居における重度者や認知症の方の割合が高く、介護福祉士の資格を保有する職員が、基準以上配置されている場合	サービス提供体制加算 との重複算定は不可
栄養ケアマネジメント 強化加算	11単位/日	管理栄養士を配置し、利用者毎の栄養計画の作成・週3回のラウンドの実施。 LIFEの提出	入居定員 20人

認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位/日	入居者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれがある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している従業者を1名以上配置し、認知症ケアの指導等を実施していること。介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。	入居定員 20人
口腔衛生管理加算	110 単位/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月2回以上口腔ケア実施。職員への指導や相談に応じる。LIFEの提出。	対象者のみ
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	3 単位/月(Ⅰ) 13 単位/月(Ⅱ)	毎月算定可。入居者ごとに入居時リスク評価。3月に1回評価。LIFE提出。褥瘡ケア計画策定見直し。リスク者の褥瘡発生がないこと。LIFEの提出。	対象者のみ
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 単位/月	介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的な活用を支援するため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催をし、ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行いデータの提出をしている場合は100単位となる。	入居定員 20人
協力医療機関連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	5 単位/月 100 単位/月	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催すること。全ての要件を満たした場合	入居定員 20人
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	10 単位/月 5 単位/月	第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。感染症発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応していること。医療機関か又は医師会の定期的に行う研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御に係る実地指導を受けていること。	入居定員 20人
安全対策体制加算	20 単位/月	外部研修受講。安全対策部門設置。研修内容確認。	入居時のみ
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	利用者ごとの心身の状況等の基本的情報を厚労省へ提出。LIFE。	入居定員 20人
看取り介護加算Ⅰ	72 単位/日 144 単位/日 680 単位/日 1280 単位/日	看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入居者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、入居者又は家族の同意のもと、入居者がある人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。	対象者のみ 死亡日から死亡日前までの日数により単位が変更
介護職員等処遇改善加算	所定単位数に14% を乗じた単位数	基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	入居定員 20人

初期加算	30 単位／日	入居した日から30日以内の期間（30日を超える病院等への入院後に再入居した場合も、同様）	対象者のみ
外泊時費用	246 単位／日	入院及び外泊の場合、1月に6日を限度として基本部分に代えて算定	対象者のみ
退所時情報提供加算	250 単位／月	医療機関へ退所する入居者について、退所後の医療機関へ入居者の状況、生活歴を示す情報を提供した場合	対象者のみ
新興感染症等施設療養費	240 単位／日 1月に1回5日連続が限度	入居者が感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行ったうえで、介護サービスを行った場合	対象者のみ

上記2の加算については、加算条件を事業所が満たした場合のみの算定となります。
（ご利用中に加算内容の変更をする場合があります。）

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し（月末締め）、ご利用期間分の合計金額をご請求致しますので、翌月に指定口座からのお引落でお支払い頂きます。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

（4）利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①

医療機関の名称	ことぶき診療所
医師氏名	院長 田辺 好英
所在地	山梨県富士吉田市上暮地5-8-16
電話番号	0555-22-9011
診療科	内科
その他	入院設備なし
契約の概要	当施設と上記病院とは、入居者に病状の急変が合った場合、受診について協力関係にあります。

②

医療機関の名称	国民健康保険 富士吉田市立病院
所在地	山梨県富士吉田市上吉田東7丁目11番1号
電話番号	0555-22-4111
診療科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻科・循環器科・泌尿器科 精神科・産婦人科・小児科
その他	入院設備：250床 救急指定有
契約の概要	当施設と上記病院とは、入居者に病状の急変が合った場合、受診ならびに入院加療について協力関係にあります。

③

医療機関の名称	山梨赤十字病院
所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1
電話番号	0555-72-2222
診療科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻科・泌尿器科・皮膚科 産婦人科・小児科
その他	入院設備：220床 救急指定有
契約の概要	当施設と上記病院とは、入居者に病状の急変が合った場合、受診ならびに入院加療について協力関係にあります。

④

医療機関の名称	渡辺歯科医院
院長名	渡辺 秀昭
所在地	山梨県富士吉田市下吉田1031
電話番号	0555-22-0368
診療科	歯科
契約の概要	当施設と上記歯科とは、受診について協力関係にあります。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所して頂くこととなります。（契約書第15条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ② 要介護認定において、要介護度1又は2と認定された者で、特例入居の要件に該当しないと認められる場合 ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合 ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑥ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

（1）ご利用者からの退所の申出（中途解約・契約解除）（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ② ご利用者が入院された場合 ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合 ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合 ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 ⑥ 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第18条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所して頂くことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が他の介護保険施設に入居した場合もしくは介護医療院に入院した場合

(3) ご利用者が病院等に入院された場合の対応について (契約書第20条参照)

当施設に利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担頂きます。
1日あたり 246円 (外泊時費用)

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、契約解除後の支援、再入所についてのご相談もさせていただきます。

*入院期間中も引き続き当該居室の居住費をご負担頂くこととなります。入院費用と居住費の両方をご負担頂くこととなりますので、入院期間に関わらず、契約の解除を希望される場合においても、契約解除後の支援、再入居についてのご相談をお受け致します。

(4) 円滑な退所のための援助 (契約書第19条参照)

ご利用者が当施設を退所する場合にはご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人（契約書第22条参照）

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

- ・当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取って頂きます。
- ・また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担頂きます。
- ・身元引受人に問題がある場合は、親族等の同席を求めて話し合いを行います。

8. 連帯保証人（契約書第23条参照）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額100万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

9. 個人情報の取り扱い

（1）利用目的

当施設では、ご利用者から提供されたご利用者およびご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① ご利用者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

（2）第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご利用者およびご家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ ご家族への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) ご利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご利用者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては(2)の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂きます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がごありの場合は遠慮無くお申し出下さい。

(4) 施設内外での写真及び動画の掲示及びホームページや施設便り等でのお名前、写真の掲示

当施設では、外出やお祭り行事等の楽しい思い出を、参加されたご利用者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご利用者の家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、ホームページや施設便り等にお名前やお写真等を掲載することがあります。

施設内での写真の掲示、ホームページや施設便り等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

10. 事故発生時の対応について(契約書第25条参照)

- (1) 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに県、市町村、代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせて頂きます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録することと致します。
- (2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。

11. 緊急時の対応について(契約書第26条参照)

- (1) 当施設では、利用者の急変等、緊急時における嘱託医との連携方法、対応方法についてあらかじめ定め、適切な対応を講じさせていただきます。
- (2) 緊急時は、時間問わずご家族にご連絡(電話やメール)をいたします。

12. 苦情の受付について(契約書第27条参照)

当施設ご利用相談室	窓口担当者 相談係 渡邊 朋恵 苦情解決責任者 施設長 白鳥 健太 ご利用時間 08:30~17:30 ご利用方法 電話 0555-30-4005
第三者委員会	中村 好文 電話 0555-72-0476 宮下 玲子 電話 0555-22-1813
市町村	介護保険相談窓口 富士吉田市健康長寿課 0555-22-1111
山梨県国保連	健康長寿推進課 電話 0552-33-9201 毎週水曜日 09:00~16:00
第三者評価受審有無	評価機関による受審履歴はありません。

1 3. 虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 白鳥 健太
-------------	-----------

- 2 苦情解決体制を整備しています。
3 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
4 抑制予防(虐待防止)委員会を設置しています。
5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	受審なし
------------	------

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 木造平屋建て(準耐火建築)
(2) 建物の延べ床面積 1,415.9㎡
(3) 併設事業

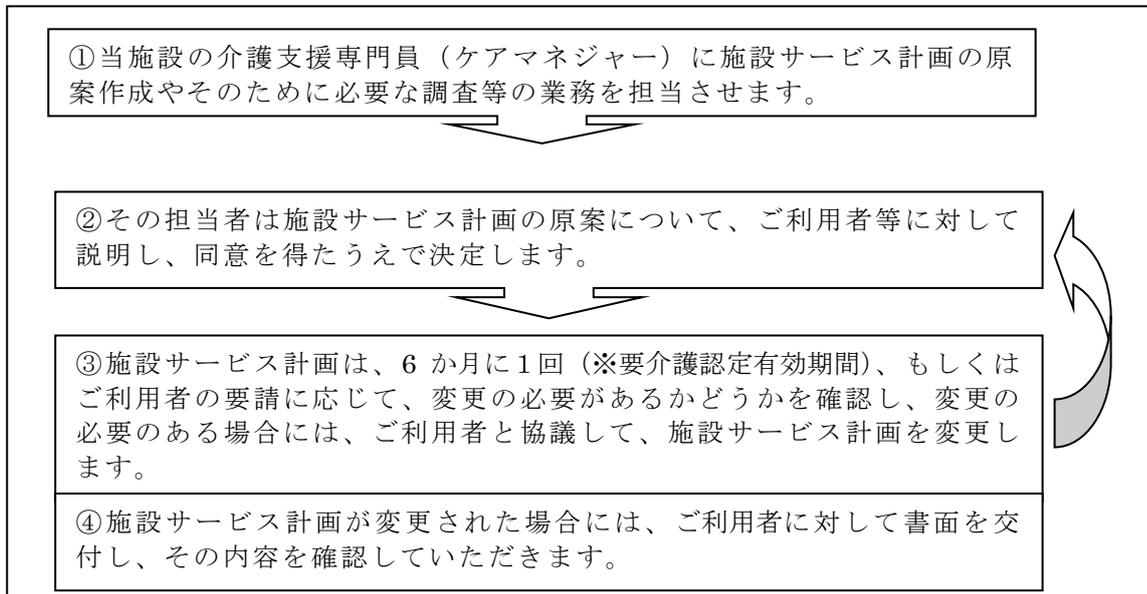
当施設では、次の事業を併設して実施しています。

事業の種類		富士吉田市長の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	地域密着型老人福祉施設 入居者生活介護	平成26年4月1日	1991200062	20人
在宅	小規模多機能型居宅介護 事業所	平成26年4月1日	1991200070	18人

- (4) 施設の周辺環境 日当たり良、明見湖、小明見浅間神社

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第3条参照）



3. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者本人又は他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、同意を得ます。

4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

施設利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

火器及び危険物

(2) 面会

面会時間 10:00～17:00（原則として） *18:00に閉門致します。

※来訪者は、必ずその都度受付の面会簿にご記入下さい。

※なお来訪される場合、犬、猫、小鳥等ペットの類の持込みは禁止とさせていただきます。

(3) 外出・外泊（契約書第24条参照）

外出、外泊をされる場合は、外泊開始日の7日前までにお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があり、3食すべて欠食の場合には、重要事項説明書 5に定める「食費自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に修復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂きます。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

・施設で指定した喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7) その他

・ご利用者の状況や施設の判断で居室を変更することがあります。

・病院等の受診については原則ご家族対応となります。また、介護タクシーはご家族にて手配していただきます。

5. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。また事故の発生において施設の責任がないと認められる場合、施設は損害賠償責任を負わないものとします。

6. 非常災害時の対応

非常時の対策	別途定める「特別養護老人ホーム しののめ消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	小明見連合自治会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム しののめ消防計画」にのっとり、年3回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	110箇所	非常通報装置	あり
	避難スロープ	2箇所	非常用電源	あり
	自動火災報知器	あり		
	誘導灯	12箇所		
	補助散水栓	屋外1 屋内2		
消防計画等	消防署への届出日：令和6年5月1日 防火管理者：白鳥 健太			

地域密着型特別養護老人ホームしなのめ概略利用料金表

(1 割負担)

(令和 6 年 6 月 1 日)

算定項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
ユニット型地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護費 I	682 円 20,460 /月	753 円 22,590 /月	828 円 24,840 /月	901 円 27,030 /月	971 円 29,130 /月
日常生活継続支援加算 II	46 円/日 1,380 /月				
看護体制配置加算 I イ	12 円/日 360 /月				
夜勤職員配置加算 II イ	46 円/日 1,380 /月				
栄養ケアマネジメント強化加算	11 円/日 330 /月				
認知症専門ケア加算 II	4 円/日 120 /月				
協力医療機関連携加算 I もしくは II	100 円/月				
高齢者施設等感染対策向上加算 I	10 円/月				
高齢者施設等感染対策向上加算 II	5 円/月				
生産性向上推進体制加算 I もしくは II	10 円/月 I は100単位 II は10単位				
口腔衛生管理加算 II	110 円/月 (対象者のみ算定)				
褥瘡マネジメント加算 I もしくは II	13 円/月 I は3単位 II は13単位(対象者のみ)				
安全対策体制加算	20 円/月 (入所時のみ算定)				
科学的介護推進体制加算	40 円/月				
看取り介護加算 I	72円、144円、680円、1280円/日 ※2				
介護職員等処遇改善加算×14%	112 円	122 円	133 円	143 円	153 円
介護保険分(1ヶ月)	24,350	26,490	28,751	30,951	33,061
食材料費	1,445 円/日 (43,350/月)				
居住費	2,006 円/日 (60,180/月)				
自己負担合計 (月額) 第4段階	127,880 円	130,020 円	132,281 円	134,481 円	136,591 円

その他加算

初期加算	30 円	(入居した日から30日以内の期間)	対象者のみ
入院時加算	246 円	(入院及び外泊時の場合1月に6日を限度)	対象者のみ
新興感染症等施設療養費	240 円	感染症に対し適切な感染対策をした場合1月に5日を限	対象者のみ
退所時情報提供加算	250 円	退所時、1回限りの算定	対象者のみ

※1 立替金手数料及びその他実費として5,000円～10,000円別途発生します。(月によって変動) ※月

※2 看取り加算 I 死亡日以前31日以上45日以下について1日72円、4日以上30日以下については1日144円
前日及び前々日は1日680円、死亡日については1280円を死亡月に加算します

介護保険負担限度額認定証に記載されている額						
※食費 負担額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	
	300円	390円	650円	1360円	1,445円	
※滞在費 負担額	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階	第4段階	
	820円	820円	1,310円	1,310円	2,006円	
負担限度額認定証適用額		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階(月額)		57,950円	60,090円	62,351円	64,551円	66,661円
第2段階(月額)		60,650円	62,790円	65,051円	67,251円	69,361円
第3段階①(月額)		83,150円	85,290円	87,551円	89,751円	91,861円
第3段階②(月額)		104,450円	106,590円	108,851円	111,051円	113,161円

介護保険負担限度額認定証対象者				
利用者負担段階		1日あたりの食費・居住費		
本人及び世帯全員が住民税 非課税		預貯金等資産	居住費(個室)	食費
第1段階	生活保護受給者及び 老齢福祉年金の受給者	単身1000万以下 夫婦2000万以下	820円	300円
第2段階	前年の合計所得金が 金額(特別控除後)+ 年金収入額+非課税 年金額※1の合計が 年間80万円以下	単身650万以下 夫婦1650万以下	820円	390円
第3段階①	前年の合計所得金が 金額(特別控除後)+ 年金収入額+非課税 年金額※1の合計が 年間80万円超120万 円以下	単身550万以下 夫婦1550万以下	1310円	650円
第3段階②	前年の合計所得金が 金額(特別控除後)+ 年金収入額+非課税 年金額※1の合計が 年間120万円超	単身500万以下 夫婦1500万以下	1310円	1360円
第4段階	上記以外の方		2006円	1445円

※1 非課税年金(遺族年金、障害年金)

社会福祉法人等利用者減免対象者

対象の要件	基準	必要書類(本人及び世帯全員)
収入額	単身世帯 150万円以下	令和〇年中の収入が分かるもの(源泉徴収票)
	世帯員増 1人50万円加算	
預貯金等の 保有額	単身世帯 350万円以下	預貯金通帳 健康保険証
	世帯員増 1人100万円加算	
	有価証券、債券等含む	
その他資産	日常生活に供する資産以外に活用できる 資産がないこと	
扶養	負担能力のある親族等に扶養されてい ないこと	
減額割合	25%(老齢福祉年金受給者は50%)	

私は、本書面に基づいて、職員(職種 生活相談員 氏名 白鳥 健太)から上記重要事項説明書の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(利用者)

利 用 者 住 所 _____

氏名 _____

(代理人)

署名代行者 住 所 _____

氏名 _____

本人との続柄 _____

連絡先 _____

(事業者)

事 業 者 住 所 山梨県富士吉田市小明見 3-3-14

事業所名 社会福祉法人 欣寿会
地域密着型特別養護老人ホームしののめ
代表者名 施 設 長 白鳥 健太

